

後期高齢者医療制度の保険料率等改定のお知らせ

令和2・3年度の保険料率改定について

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間とし、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、保険料率の改定を行います。

平成30・令和元年度の保険料率		⇒	令和2・3年度の保険料率	
所得割率	8.76%		所得割率	9.64%
被保険者均等割額	45,379円		被保険者均等割額	48,765円

【保険料率が上昇する主な理由】

- ①被保険者1人当たりの医療給付費が伸びたこと
 - ②高齢者人口が増加したことで後期高齢者負担率*が11.18%から11.41%になったこと
- *医療給付費に占める保険料負担の割合を、国が全国一律に決定するもの。

保険料賦課限度額の改定について

令和2年度から国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行いました。これにより所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

令和元年度まで	⇒	令和2年度から
62万円		64万円

保険料軽減対象の拡大について

令和2年度から国の基準に合わせて、被保険者均等割額の軽減のうち5割軽減、2割軽減の対象を拡大しました。

5割軽減の拡大	拡大前 33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数) 以下の所得*の世帯 拡大後 33万円 + (28.5万円 × 世帯の被保険者数) 以下の所得*の世帯
2割軽減の拡大	拡大前 33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数) 以下の所得*の世帯 拡大後 33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) 以下の所得*の世帯

*世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計(65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額)

保険料軽減特例の見直しについて

所得金額の合計が33万円以下の方を対象とした、被保険者均等割額の軽減特例について、世代間の公平を図る観点から見直しを行いました。

令和元年度まで	⇒	令和2年度	令和3年度
8.5割軽減		7.75割軽減	7割軽減
8割軽減		7割軽減	

問合せ 愛知県後期高齢者医療広域連合管理課保険料グループ ☎955・1223 FAX955・1298
保険医療課 ☎444・3168 FAX443・3555

虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173(子育て支援課) または☎189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応)
障がい者虐待 ☎444・3135(社会福祉課) ※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分
高齢者虐待 ☎444・3141(高齢福祉課) (夜間・休日は宿日直者に繋がります)
※FAX番号 ☎443・3555(共通)